

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第21回 地方からみる民主主義（1）

1. 地方自治の本旨

- ・ 地方自治とは、地方における政治と行政を、地域住民の意思に基づいて、国から独立した地方公共団体が、その権限と責任において自主的に処理することをいう。
- ・ 地方自治の保障の性質については、地方公共団体の前国家的な固有の権利とみる見解、国から伝来され、ないし承認される限りで認められるものとみる見解、憲法によって保障された歴史的・伝統的・理念的な公法上の制度を保障したものとみる見解とが対立している。
- ・ 93条2項にいう「地方公共団体」について、判例は、「事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという社会的基盤が存在し、沿革的にみても、また現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を附与された地域団体であることを必要とするもの」と判示している（区長公選制廃止違憲訴訟最高裁判決（最大判昭和38年3月27日刑集17巻2号121頁））。
- ・ 地方公共団体の組織や運営に関する事項は、法律により定められる（92条）。地方公共団体の長や議会の議員は、住民の選挙により選出される（93条2項）。
- ・ 92条にいう「地方自治の本旨」とは、地方自治が、国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任のもとでなされるという自由主義的要素と、住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素という2つの要素からなる。
- ・ 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動・地方自治に関する基本的な準則に関する事務、全国的な規模で／全国的な視点に立って行わなければならない施策・事業の実施、その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担う一方で、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるべきである（地方自治法1条の2第1項）。
- ・ 地方自治法は、条例の制定・改廃（74条）、事務の監査請求（75条1項）、地方公共団体の長の解職（76条1項、81条1項）、議会の解散（76条1項）、議員の解職（80条3項）、その他一部の職員の解職（86条）について、直接請求制度を認めている。

【宿題】東京都売春取締条例事件最高裁判決（I-32）、奈良県ため池条例事件最高裁判決（I-98）、大阪市売春取締条例事件最高裁判決（II-208）、神奈川県臨時特例企業税事件最高裁判決（II-201）及び徳島市公安条例事件最高裁判決（I-83）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

Q21-1 地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 憲法上の「地方公共団体」とは、沿革的に見ても、また現実の行政の上においても、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等、地方自治の基本的権能を付与された地域団体であれば足り、共同体意識を持っているという社会的基盤が存在する必要はない。
- イ. 憲法上の条例制定権は当然には罰則制定権を含まず、刑罰権設定は本来国家事務であり、条例中に罰則を設けるには法律の授權が必要であるが、条例は、行政府の命令と異なり、民主的立法であり実質的に法律に準ずるもので、条例への罰則の委任は一般的・包括的委任で足りる。
- ウ. 地方公共団体は、地方自治の本旨に従い、その財産を管理し事務を処理し及び行政を執行する権能を有し、その遂行のためには、その財源を自ら調達する権能を有することが必要であるから、地方自治の不可欠の要素として、課税権の主体となることが憲法上予定されている。

Q21-2 地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 地方議会は地方公共団体における議事機関であり、国会と同様の議会自治・議会自律の原則が認められるから、地方議会議員が議会で行った演説、討論等について議会外で責任を問われない権利が憲法上保障される。
- イ. 小規模な普通地方公共団体の議事機関として、議会ではなく、選挙権を有する者全員によって組織される総会を設けることは、地方自治の本旨に反するものではないから、憲法第93条第1項に反しない。
- ウ. 憲法第93条第2項は、地方公共団体の長、地方議会の議員等を地方公共団体の住民が直接選挙すべき旨を定めており、地方公共団体の長及び地方議会の議員の解職請求があった場合にその可否を住民投票によって決すべきことも同項の要請である。